デジタル庁令第

号

情 報 通 信 技 政術を活 用 l) た行: 政 \mathcal{O} 推 進等に関する法律 (平成十四年法 律第百 五十一号) の規定に基づき、 並

 \mathcal{U} に 同 法 及びデジ タ ル 庁 が . 所管すり る関係法令を実施するため、 デジ タル 庁 \mathcal{O} 所管する法令に係る情 報 通 信 技

術 を 活 用 L た行 政 \mathcal{O} 推 進 等 に 関する法 律施 行 規則 *⑦* _ 部 を改正する庁令を次 のように定め る。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

デジ タ ル 庁 \mathcal{O} 所管する法 合に 保る情に 報 通 信 ·技術· を活用 L た行 政 0 推 進 等 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 部

を改正する庁令

デジ タル 庁 0 所管する法令に係る情報 通 信技術を活用 L た行政 の推進 等に関する法律施 行 規 則 (令和三

デジタル庁令第三号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 た 部分をこ れ に 順 次 対 応す る改 Ē 後 欄 に 掲 げ る規・ 定 \mathcal{O}

傍線 を付 L た 部 分の ように改め、 改 正 後 欄 に 掲げるその 標記部分に二重 一傍線 を付 L た規 定は、 これ を加える。

[二 略]	のをいう。)の職責証明書に基づく電子署名組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するも務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理	ははないでは、「できまった」)」ので電子署名	認証基盤(二号)第二条第一項に規定する電子署名 一電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百	一 電子署名 次に掲げるものをいう。	に定めるところによる。 2 この庁令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号	第二条 [略] (定義)	改正後
	2 一本記し			「新設」	法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年	に定めるところによる。 2 この庁令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号	第二条 [同上] (定義)	改 正 前

氏 (名等を明らかにする措置)

第 五条 略

2 処 /理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名 行うことをいう。 法第七条第四項に規定する主務省令で定めるもの は、 電子情 報

3 略

(電当 磁的 記録による作成等)

第十三条 情報通1 律第百三号) る方法又は電 政 により作成等を行う場合においては、 ブ 《機関等の使用に係る電子計算機に備 ・ビス サービス 関連技術 信 技術 行政機関等が、 第二条第四項に規定するクラウド・コンピュ 0 磁的記録媒体をもって調製する方法によるも 関連技術をいう。 「該作成等は、 進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとす (官民デ ĺ 法第九条第一 タ活用推進基本法 クラウド 次項において同じ。 項の規定により電磁的記録 当該作成等に係る事項を行 えられたファイ コンピ (平成二 ユーティング・ 十八 ル その他の に記録す ーテ 年法 のとす サ イ

(氏名等を明らかにする措置)

第五 条 [同上]

2 を 行 することをいう。 処 理 法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、 |組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に 当 |該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添 電子情 電子署名

付

報

3 同上

(電磁的

記録による作成等)

第十三条 により る方法又は磁気ディスク る方法により 確実に記録 政 、機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル 作成等を行う場合においては、 行政 作成等を行うものとする。 ておくことができるものを含む 、機関等が、法第九条第 (これに準ずる方法に 当該作成等に係る事項を行 項の規定により電磁的 ょ をもって調製す 定 に 0 記録 事 記 項 を 録 す

[新設]

2

政機関等が

デジタル

庁

の所管

する法令

の規定

(法第九条第

る。

ては

クラウド

コ

ンピ

ユ

テ

イ

グ

サ

ピ

関連技術その

他

項を除く。

により

電磁的記録により

作成等を行う場合におい

の情報通信技術

の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものと

備考	す
表 中	する。
中 の □	
ш	
の記	
載及び	
か 対 象	
の記載及び対象規定の二重	
の 二	
傍	
線を付した	
何 し た	
標記	
部分	
に標記部分を除く全体に付	
く全体	
14 に 仕	
した	
傍線	
は注記	
記で、	
である。	

附

則